

## 路外駐車場管理規定

1. 駐車場の名称            マツダパーキング
  
2. 駐車所の所在地        倉敷市寿町 1-26
  
3. 駐車場管理者の氏名及び住所 ※1
  - (1) 名称                    マツダ興産有限会社
  - (2) 所在地                倉敷市寿町 1-26
  - (3) 電話                    086-422-2910
  - (4) 代表者の氏名        松田 博夫
  - (5) 同住所                広島県広島市西区己斐中 3-54-7
  
4. 使用時間
  - (1) 使用時間は 24 時間とする ※1
  - (2) 休業日  
なし
  - (3) 上記のほか、駐車場管理者はこの駐車場の補修その他管理上やむを得ない場合に、主務官庁に届け出の上、駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。
  
5. 駐車料金  
別紙のとおり
  
6. 併用契約に関する事項
  - (1) 駐車場管理者は、この駐車場内での自動車の滅失または損傷について、その損害を賠償する責を負わない。
  - (2) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、故意または過失によりこの駐車場の諸設備及び他の駐車中の自動車等に損害を生ぜしめた時は、直ちにこの損害を管理者及び他の被害者に賠償しなければならない。
  - (3) 駐車場利用者は、この駐車場に二週間以上連続して駐車してはならない。ただし、あらかじめ駐車場管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。
  - (4) 駐車場管理者の承諾なくして、長期間駐車をし、駐車自動車の引き取りをしなかった時は、レッカー代、保管料を別途徴収することができる。
  - (5) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車内に留置された貴重品、その他の物

品に関する損害について賠償の責を負わない。

(6) 駐車場利用者は次の事項を厳守しなければならない。

- ア. 駐車位置、場内交通規制等は、標識もしくは信号機の表示または係員の指示に従うこと。
- イ. 場内での走行は、時速 8 キロメートル以下で徐行すること。
- ウ. 駐車以外の用途に使用してはならない。
- エ. 駐車場内には引火物、危険物の持ち込み、場内での喫煙火気の取り扱いは行わないこと。
- オ. 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。及び、ドア、トランク類は施錠すること。
- カ. 駐車場で設備または他の自動車及び器具等に、損傷、汚損を与えたときは、ただちに係員に申し出ること。
- キ. 利用者は自己の自動車に駐車中事故が生じたと認められたときは、出庫以前に係員に申し出ること。
- ク. 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、禁止されている場所に立ち入りまたは、特殊装置操作盤その他の機器類に、許可無く手を触れてはならない。
- ケ. 駐車位置は、駐車枠の中に真直にバックで駐車し、駐車枠のない所に駐車しないこと。
- コ. 利用者は、駐車場内を清潔にするように努めなければならない。
- サ. 入出庫時以外に原動機を作動させないこと（アイドリングストップ）。※1
- シ. 車両内で宿泊しないこと。※1
- ス. 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

7. 駐車場管理者は、遵守事項その他必要な事項を場内の見やすい場所に掲示する。

8. 駐車場管理者は、次の場合には駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場利用者が、駐車場管理規定を守らなかったとき。
- (2) 駐車場で利用者及びその関係者（同乗者を含む）が、著しく秩序をみだす恐れがあると認めた場合。
- (3) 危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理上支障がある自動車が駐車する場合。

9. 駐車出来ない自動車

- (1) 高さ 2.1 メートルを超えるもの及び特殊自動車
- (2) 長さ 5m、幅 2m、高さ 2.1m、及び重量 2 トンを超えるもの
- (3) 車高の低い車等の改造車

10. 付帯事業（駐車場内において営む有料業務）

なし

11. 引取りの請求 ※1

- (1) 利用者が、駐車場管理者に事前に届け出ることなく 6. (3) に規定する期間を超えて車両を駐車している場合または定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約または解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、駐車場管理者は、直ちに、利用者に対して通知または駐車場における掲示の方法により、駐車場管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。
- (2) 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないときまたは駐車場管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、駐車場管理者は、車両の自動車検査証に記載された所有者及び使用者（以下「所有者等」という。）に対して通知または駐車場における掲示の方法により駐車場管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、駐車場管理者に対して車両の引き渡しその他の異議または請求の申し立てをしないものとする。
- (3) 前二項の請求を書面により行う場合は、駐車場管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- (4) 駐車場管理者は、(1) の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、会社の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

12. 車両の調査 ※1

駐車場管理者は、11. (1) の場合において、利用者または所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

13. 車両の移動 ※1

駐車場管理者は、11. (1) の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知しまたは駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。この場合において、移動にかかる費用等は利用者及び所有者等が負担するものとする。

14. 車両の処分 ※1

- (1) 駐車場管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取る

ことができず、または駐車場管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者及び所有者等に対して通知または駐車場における掲示の方法により、期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から 90 日を経過した後、利用者及び所有者等に通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者及び所有者等に通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- (2) 駐車場管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者及び所有者等に対し通知しまたは駐車場において掲示する。
- (3) 駐車場管理者は、(1) の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者及び所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者及び所有者等に返還するものとする。

※1 平成 24 年 11 月 1 日 改正

会社合併による駐車場管理者の変更  
24 時間化による営業時間の変更  
遵守事項の追加（アイドリングストップ、車中泊の禁止）  
引き取りのない車両の措置に関する条項の追加